

<区分統合後に申請した者(新区分で申請)>

区分統合

技能実習ルート

技能検定保有者ルート

旧試験ルート※令和4年度内は実施予定

新試験ルート

①区分を選択して申請。区分をまたがる場合は両区分を取得することも可能。例:「〇〇及び〇〇」

②区分をまたがる場合は、区分を申請した後も所有する資格等の有効期限範囲において無試験で区分の変更が可能。

※区分の変更を行う場合、原則国交省における計画認定の変更が必要となるため、計画認定の変更を行った上で入管局に届出や在留資格変更申請を行う。

①試験区分に則る。複数区分に合格した者は、複数区分を取得することも可能。

<区分統合に係る経過措置>

旧区分の特定技能外国人

旧区分で申請中の者

- ・技能実習ルート
- ・技能検定保有者ルート
- ・旧試験ルート

①新区分に自動的に振り分け。

②区分をまたがる職種の場合、両区分を付与。

例:「〇〇及び〇〇」